

平成28年1月29日

広島大学教職員組合執行委員長

難波 博孝 様

広島大学理事（財務・総務担当）

松ヶ迫 和 峰

次年度以降の労働条件確認に関する要求について（回答）

2016（平成28）年1月29日付けで要求のありました標記のことについて、下記のとおり回答します。

記

要求内容 1

契約更新の意向確認時に使用者側が説明する「労働条件確認書」と同じものを労働者へ手交し、説明すること。当然のこと、労働者へ手交した「労働条件確認書」は回収せず、また、部外秘扱いを命じないこと。

（回答）

契約更新の意向確認を行う際には、使用者、労働者双方で確認した労働条件について齟齬が生じないようにするため、説明時に使用する「労働条件確認書」を本人にも交付することとします。

なお、部外秘扱いについては、特段の指示は行っておりません。

要求内容 2

「労働条件確認書」を示して契約更新の意向確認をする場合、その場での同意署名を強制しないこと。

（回答）

契約更新の意向確認の際には、労働条件について、労働者が十分に内容を理解し、納得することが必要ですので、その場で同意署名を強制することがないよう部局等の担当事務に周知、徹底します。